

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 まちの復旧及び経済の振興対策

項目	担当
第1節 公共施設等の復旧	総務部総務班、総務部情報班、建設環境部建設産業班、建設環境部環境整備班、上下水道部水道班
第2節 激甚災害の指定	総務部総務班
第3節 被災中小企業の振興	建設環境部建設産業班
第4節 被災農林業者への融資	建設環境部建設産業班

第1節 公共施設等の復旧

各部は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《担当部・機関》

総務部総務班、総務部情報班、建設環境部建設産業班、
建設環境部環境整備班、上下水道部水道班

《対策の体系》

公共施設等の復旧

- 第1 災害復旧事業計画の作成
- 第2 災害復旧事業の実施

第1 災害復旧事業計画の作成

1 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、県と十分協議し、計画の樹立に努めるとともに、国又は県が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総務部は、計画相互の調整等庶務業務を行う。

2 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

なお、公共施設の災害復旧事業計画のうち、町に関連するものは、おおむね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川災害復旧事業計画

- イ 砂防施設災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 道路災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 下水道災害復旧事業計画
- ク 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

第2 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- (3) 事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。
- (4) 復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (5) 重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び町に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。
- (6) 指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。
- (7) 指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。

第2節 激甚災害の指定

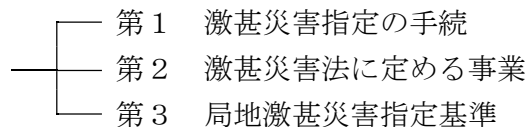
甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班

《対策の体系》

激甚災害の指定



第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

県は、町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

資料編：16-3 激甚災害の指定基準

2 特別財政援助の交付手続き

本部長（町長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第2 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(3条~4条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5%
法第5条 農地等の災害復旧 事業等に関する補 助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する 都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円

適用すべき措置	指定基準
法第 6 条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが 50、000 千円以下と認められる場合は除く。 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害
法第 8 条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
法第 10 条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第 2 条第 1 項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積(1 週間以上)30ha 以上の区域 排除される湛水量 30 万 m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の 50% 以上が土地改良区等の地域であること
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1、400 億円
法第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第 17 条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	指定基準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 4,000 戸 B 基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 200 戸 (2)1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400 戸 (2)1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

第 3 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第 2 章(第3条~4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 $>$ 農業被害額 かつ、漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)
法第 11 条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額 $>$ 当該市町村の生産林業所得推定額 \times 150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人口林に係るもの)のおおむね 25%を超える場合。

適用すべき措置	指定基準
法第 12 条 中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満 である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元 利償還金の基準財 政需要額への参入 等	法第 2 章又は 5 条の措置が適用される場合適用

第3節 被災中小企業の振興

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《担当部・機関》

建設環境部建設産業班

《対策の体系》

被災中小企業の振興

- 第1 資金需要の調査
- 第2 中小企業者に対する支援制度の周知

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するため、県が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による災害特別融資枠、奈良県が実施する支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

第4節 被災農林業者への融資

被災した農林業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《担当部・機関》

建設環境部建設産業班

《対策の体系》

被災農林業者への融資

- 第1 資金需要の調査
- 第2 農林業者に対する支援制度の周知

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために県が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

第2 農林業者に対する支援制度の周知

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年8月5日法律第136号）に基づく天災融資資金、及び日本政策金融公庫による農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、林業基盤整備基金による融資、奈良県が実施する支援制度について、奈良県農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

第2章 被災者のくらしとしごとの再建 の支援

項目	担当
第1節 罹災証明書の発行等	総務部総務班、総務部調査班
第2節 被災者の生活確保	総務部情報班、総務部調査班、住民福祉部救護厚生班

第1節 罹災証明書の発行等

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、罹災証明の交付体制を確立し、罹災証明書等を交付する。

町は、法第90条の2に基づき、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該町の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付する。被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部調査班

《対策の体系》



第1 罹災台帳の作成

総務部調査班は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災証明書の発行に必要な被災情報等の必要事項を登録する。

なお、被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

総務部調査班は、申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて、罹災台帳を修正する。

- (1) 家屋台帳及び住民基本台帳を参考に、罹災世帯について、罹災台帳を作成する。
- (2) 建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 罹災証明書の発行

総務部総務班は、被災した世帯の各種支援措置等を受けるための手続書類として、罹災者に対し

必要があると認めた場合は、罹災証明書を遅滞なく発行する。

ただし、火災による罹災証明書は、奈良県広域消防組合が発行する。

罹災証明書の発行は、1回限りとする。

やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

資料編：18－7 罹災証明に関する様式

(1) 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）に準じた区分とする。

令和2年12月4日に「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和2年法律第69号）」が公布・施行され、被災者生活再建支援金の支給対象として、「中規模半壊世帯」が追加された。

なお、被害の程度が上記の基準に満たない一部損壊においても、町長が認めるものについては被害認定を行う。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなもの等は除く。

災害による住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度とする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満とする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満とする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満とする。

第3 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

- (1) 調査の進捗状況
- (2) 罹災証明書の内容
- (3) 調査に不服のあるときの申請方法
- (4) 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

第4 被災証明書の発行

奈良県広域消防組合は、罹災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明の交付申請があった場合、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断したうえで、被災証明書を発行する。

第5 被災者台帳の作成

総務部調査班は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、総務部調査班が関係各部班等の協力を得て、概ね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	住民福祉部救助物資班
付加すべき資料	避難所の収容者名簿	住民福祉部救護厚生班 教育委員会教育班
	医療救護班の診療記録	住民福祉部救護厚生班
	助産台帳	住民福祉部救護厚生班
	罹災台帳	総務部調査班
	要搜索者名簿	住民福祉部救助物資班
	遺体処理台帳	住民福祉部救助物資班
	埋葬・火葬台帳	住民福祉部救助物資班
	火災証明発行台帳	奈良県広域消防組合

資料編：18-9 被災者に関する様式

なお、町は、災害発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要があるため、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるよう被災者支援システムの有効活用に努める。

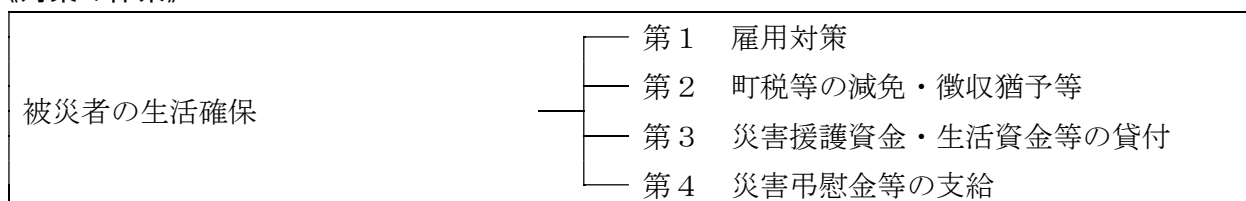
第2節 被災者の生活確保

被災者の生活の安定を図るため、雇用対策の促進に努めるとともに、被災者の被害の程度に応じ、町税の減免・徴収猶予、資金の貸付、弔慰金・見舞金の支給等を行う。

《担当部・機関》

総務部情報班・総務部調査班・住民福祉部救護厚生班

《対策の体系》



第1 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

本部長（町長）は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、被災者向け救援を行うに当たっては、町内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り町内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、町内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 職業のあっせん等の要請

本部長（町長）は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、奈良労働局（ハローワーク下市）に対し、以下の事項の実施について要請する。

- （1）災害による離職者の把握
- （2）求人開拓による就職先の確保
- （3）広域的な職業紹介による就職機会の提供
- （4）被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- （5）被災者の再就職促進のための就職説明会等の開催

3 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第2 町税等の減免・徴収猶予等

1 町税の減免措置等

地方税法、大淀町税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

（1）期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することがで

きないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が町税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税・固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険税の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、徴収を猶予する。

(2) 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

3 介護保険料の特例措置

災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

(1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）

(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）

(3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、大淀町介護保険条例第9条・第10条）

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成2年厚生省社第398号）に基づき、奈良県社会福祉協議会が県内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）が迅速かつ的確に行われるよう受付事務を行う。

3 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、県が経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図るため、母子家庭、父子家庭、寡婦に対して行っている、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付が迅速かつ的確に行われるよう受付事務を行う。

なお、災害の場合は、据置期間の延長の特例が設けられている。

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づき、条例の定めるところによって、自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 地震、暴風、豪雨、洪水その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 町域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 県域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 県内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

資料編：16-1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

第3章 被災者のこころとからだのケア

項目	担当
第1節 被災者生活再建窓口の開設	住民福祉部救護厚生班
第2節 被災者健康維持活動	住民福祉部救護厚生班

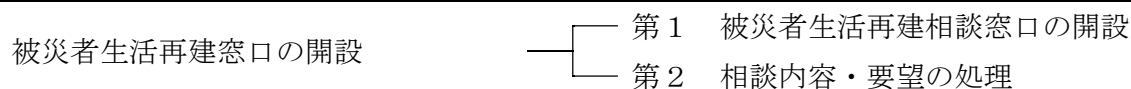
第1節 被災者生活再建窓口の開設

被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

《担当部・機関》

住民福祉部救護厚生班

《対策の体系》



第1 被災者生活再建相談窓口の開設

1 被災者生活再建相談窓口の開設

住民福祉部救護厚生班は、被災者からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者生活再建相談窓口を開設する。

2 実施体制

- (1) 必要に応じて各部から相談窓口担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。

第2 相談内容・要望の処理

1 相談内容

相談窓口への相談内容については、被害の状況、復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 職業のあっせん等雇用対策に関すること。
- (2) 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (3) 災害弔慰金等の支給、災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- (4) 住宅の修理、解体、再建、融資制度の利用に関すること。
- (5) 土地、建物の登記に関すること。
- (6) ライフラインの復旧に関すること。
- (7) 罹災証明の発行に関すること。
- (8) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- (9) 中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
- (10) その他生活再建に関すること。

2 要望の処理

相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第2節 被災者健康維持活動

住民福祉部救護厚生班は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、吉野保健所、吉野郡医師会等関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

《担当部・機関》

住民福祉部救護厚生班

《対策の体系》

被災者健康維持活動

- 第1 巡回相談等の実施
- 第2 心の健康相談の実施
- 第3 女性のための相談窓口の設置

第1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 吉野保健所は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

第2 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて、心の健康に関する相談窓口を設置する。

その際、女性相談員を配置するよう配慮する。

第3 女性のための相談窓口の設置

災害時よって生じた夫婦、親子関係、避難所等における女性の悩みについて、女性専門相談員による相談窓口を設置し、活動を実施する。

ア 電話相談、面接相談

イ 心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス：配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）相談

ウ 法律相談

第4章 被災者のすまいの再建の支援

項目	担当
第1節 被災者生活再建支援金	総務部総務班、総務部情報班
第2節 住宅の確保	建設環境部建設産業班

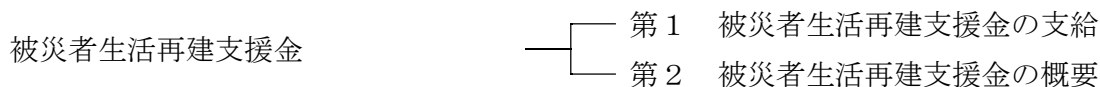
第1節 被災者生活再建支援金

町は、被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班

《対策の体系》



第1 被災者生活再建支援金の支給

総務部情報班及び総務部総務班は、住宅の被害認定を行い、罹災証明書等を発行する。

また、総務部情報班は、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、県へ送付する。

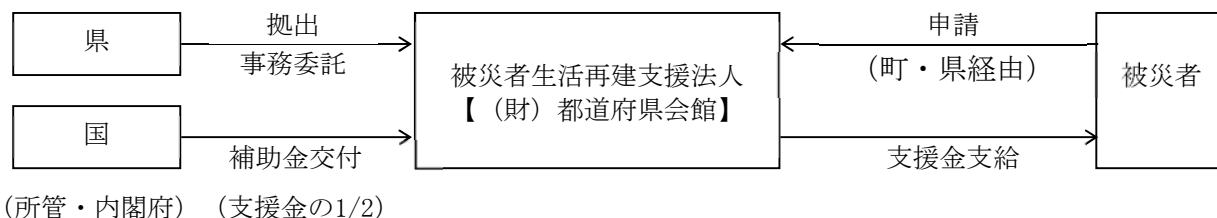
申請書は県経由で財団法人都道府県会館（被災者生活再建支援法人）が受理する。

なお、県は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

■支援金支給の仕組み

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。



第2 被災者生活再建支援金の概要

被災者生活再建支援金は、年齢、年収要件を問わず、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額、渡しきりとなるもので、支援金の住宅建設への使用も可能である。

制度の概要は、以下のとおりである。

1 被災者生活再建支援法の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することを目的とする。

2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(1)～(3)に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

3 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- (3) 災害が継続し長期避難が見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（大規模半壊世帯）

資料編：16-2 被災者生活再建支援金

第2節 住宅の確保

町は、県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

《担当部・機関》

建設環境部建設産業班

《対策の体系》

住宅の確保

- 第1 住宅復興計画の策定
- 第2 住宅の供給促進
- 第3 その他の対策

第1 住宅の供給促進

建設環境部建設産業班は、民間、県、都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

1 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

2 災害公営住宅の建設・供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、災害公営住宅を建設・供給する。

3 民間賃貸住宅の供給促進

県と連携し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て、物件の紹介に努める。

また、災害の規模等に応じて、住宅金融支援機構を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、独立行政法人住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年法律第82号）に基づいて行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」等を積極的に利用して、該当する住民に対し迅速かつ確に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の早期認定等、必要な措置を講じ、早急に罹災地の再生を図る。

なお、県は、あらかじめ締結している住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

また、住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第2 その他の対策

建設環境部建設産業班は、以下の対策についても行う。

1 罹災都市借地借家臨時処理法の適用要請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて国に法の適用を要請する。

2 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

3 被災者再建支援相談窓口の活用

被災者再建支援相談窓口の活用により、被災者の住宅確保のための相談に積極的に対応する。

第5章 災害復旧・復興計画の策定

項目	担当
第1節 災害復旧・復興方針の策定	総務部総務班、総務部情報班、建設環境部建設産業班
第2節 災害復旧・復興計画の策定	総務部総務班、総務部情報班、建設環境部建設産業班

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

なお、災害復旧・復興計画の策定、実施のとりまとめに関する連絡調整は、建設環境部建設産業班が行う。

第1節 災害復旧・復興方針の策定

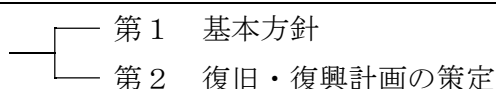
被災規模等に応じて必要と認められるときは、広く住民の意見を踏まえて、災害復旧・復興方針を策定する。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・建設環境部建設産業班

《対策の体系》

災害復旧・復興方針の策定



第1 基本方針

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、県、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、男女共同参画を促進する。

第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、住民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障がい者、高齢者、男女等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

1 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

(1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知する。

(2) 町復旧・復興計画

本部長（町長）は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復旧・復興方針を策定する。

なお、災害復旧・復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町は県と連携して復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

3 住民の合意形成

本部長（町長）は、地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加・協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

4 技術的・財政的支援

県は、町が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図るとともに、復旧・復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について検討する。

本部長（町長）は、県に対し、必要な情報提供、技術的・財政的支援の要請を適宜行う。

第2節 災害復旧・復興計画の策定

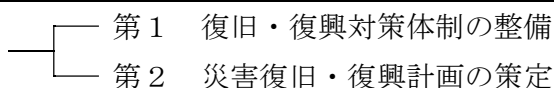
被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活をめざし、発災後、復旧・復興の主役である住民各層の意見を踏まえて、復興計画を策定する。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・建設環境部建設産業班

《対策の体系》

災害復旧・復興計画の策定



第1 復旧・復興対策体制の整備

本部長（町長）は、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県と連携し、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

なお、本部長（町長）は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 災害復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 災害復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

第2 災害復旧・復興計画の策定

町は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す災害復旧・復興方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。

この計画では、市街地、住宅、産業、生活の復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で住民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

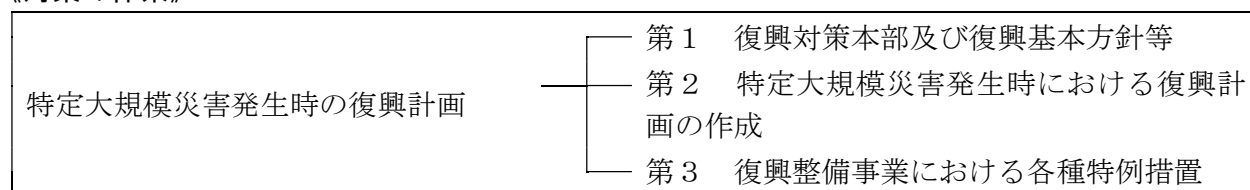
第6章 特定大規模災害発生時の復興計画

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

《担当部・機関》

関係各部班

《対策の体系》



第1 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における、復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第4条から第9条について整理し以下に示す。

1. 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に關係地方公共団体の長または優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 復興基本方針案の作成
- (2) 關係行政機関、關係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
- (3) 復興基本方針に基づく施策の実施の推進
- (4) その他法令の規定によりその権限に属する事務

2. 復興基本方針等

(1) 復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

- ア 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
- イ 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ウ 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- オ その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(2) 都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

ア 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項

イ 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針

ウ 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条から第11条について整理し以下に示す。

1. 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

(1) 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域

(2) 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域

(3) (2)に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、(2)に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

(4) その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2. 復興計画の作成

(1) 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で、または特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

ア 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

イ 復興計画の目標

ウ 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）

に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

- ・市街地開発事業
- ・土地改良事業
- ・復興一体事業
- ・集団移転促進事業
- ・住宅地区改良事業

- ・都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設の整備事業
- ・保安施設事業
- ・液状化対策事業
- ・造成宅地滑動崩落対策事業
- ・地積調査事業
- ・その他住宅施設、その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業または事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(2) 復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ア 特定被災市町村の長
- イ 特定被災都道府県の知事
- ウ 国の関係行政機関の長
- エ その他特定被災市町村等が必要と認める者

(3) 復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ア 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- イ 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- ウ 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- エ ウの規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第 3 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

【 土地利用基本計画の変更等に関する特例 】(第 12 条)

- ・土地利用計画の変更
- ・都市計画区域の指定、変更または廃止
- ・都市計画区域の決定または変更
- ・農業振興地域の変更
- ・農用地利用計画の変更
- ・地域森林計画区域の変更
- ・保安林の指定または解除

【 復興整備事業に係る許認可等の特例 】(第 13 条)

【 土地区画整理事業等の特例 】(第 15 条)

【 土地改良事業の特例 】(第 16 条)

【 集団移転促進事業の特例 】(第 17 条)

【 住宅地区改良事業の特例 】(第 18 条)

【 地籍調査事業の特例 】(第 20 条)

- 【 不動産登記法の特例 】(第 36 条)
- 【 独立行政法人都市再生機構法の特例 】(第 37 条)
- 【 農業振興地域の整備に関する法律の特例 】(第 38 条)
- 【 都市計画法の特例 】(第 42 条)
- 【 砂防法の特例 】(第 44 条)
- 【 道路法の特例 】(第 46 条)
- 【 地すべり等防止法の特例 】(第 49 条)
- 【 下水道法の特例 】(第 50 条)
- 【 河川法の特例 】(第 51 条)
- 【 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例 】(第 52 条)